

講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が依頼する講師及び原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本協会の常勤役員及び職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演及び司会等の実施の対価
- (2) 会議等に出席し討議の実施の対価
- (3) 機関誌、教本等の原稿執筆の対価
- (4) 試験問題の作成及び採点の対価
- (5) 通訳及び翻訳の対価
- (6) 研究調査の作業の対価

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、金額を調整することができる。

(領収証の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本協会は謝金の支払先から所定の領収証を收受しなければならない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払に際して、本協会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改定

別表1：謝金単価基準表

対象者	基準額	支給単価	備考
講師（実技指導者含）	15,000	1時間	講義講師、実技指導者 （スポーツドクター、弁護士等専門家は除く）
助手	10,000	1時間	実技指導の場合のみ適用
講演	50,000	1時間	専門的な講話
司会	15,000	1時間	アナウンサー的業務とパネルディスカッション などのコーディネーター的業務を区別
パネリスト	15,000	1時間	3名以上で行うパネルディスカッション時に適用
実技検定	10,000	1時間	
実技検定被験者	5,000	1時間	
試験問題作成	500	1問	論述式と客観式問題
試験問題校閲	300	1問	論述式と客観式問題
試験問題採点（論述式）	1,000	1問	論述式問題
試験問題採点（客観式）	300	1問	客観式問題
通訳	30,000	1日	学生通訳は15,000円
通訳（帯同・宿泊時）	40,000	1日	学生通訳は20,000円
翻訳	5,000	A4サイズ1枚	学生翻訳者は4,000円
国際交流受入民泊家庭	5,000	1泊夕食付き1名	1泊朝食付きは6,000円、1泊素泊まりは3,000円
原稿執筆	3,000	400字新規原稿	
HPコンテンツ編集	10,000	1日	
オンライン講習チューター	2,000	1問	
委員会・会議出席	5,000	1回	特別な場合のみ適用
ワーキング作業班出席	10,000	1回	作業内容により決定
大会・交流等式典協力団体	30,000	1回1団体	もしくは個人@2,000円×人数で算出
大会協力医師	30,000	1日	
大会協力看護師	15,000	1日	
調査データ等集計	10,000	1日	責任者：10,000円 作業員：5,000円（学生など）
臨時雇用	7,000	1日	
トレーナー派遣	A B C	15,000 10,000 5,000	1日 日本スポーツ協会AT資格取得者・経験年数5年以上 経験年数5年未満 トレーナー補助

※謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合においては支給しない。